

令和3年6月29日

第6回

須崎市農業委員会総会 議事録

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室1・2
2. 開会日時 令和3年6月29日(火) 午後2時
3. 出席委員 (農業委員7名) 中西会長 鍋島委員 堅田委員 中村委員  
山口委員 谷脇(裕)委員 古谷委員  
(推進委員8名) 森田委員 宮田委員 谷脇(督)委員 森光委員  
三本委員 高橋委員 谷本委員 坂本委員
4. 欠席委員 (農業委員1名) 谷岡会長職務代理者
5. 出席職員 (事務局3名) 国広局長 竹下次長  
森本主幹
6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について  
議案第4号 須崎(須崎市)農業振興地域整備計画の変更について(諮問)  
議案第5号 農用地利用集積計画について(諮問)

開会宣言	<p>国広局長</p> <p>只今から、令和3年第6回須崎市農業委員会総会を開催いたします。本日は15番谷岡会長職務代理者より、欠席の連絡をいただいております。</p> <p>それでは、会長よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>中西会長</p> <p>本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。また、先日は農業振興地域の除外の現地確認の際には、ご足労いただきありがとうございました。議案にもありますので、審議をよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名してよろしいですか。</p>
意見	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議事録署名	<p>中西会長</p> <p>それでは、本日の議事録署名人は3番 高橋委員、4番 鍋島委員よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>中西会長</p> <p>それでは、議案第1号 非農地証明願について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長</p> <p><b>【議案第1号 非農地証明願について 議案書をもとに朗読】</b></p>
議長	<p>中西会長</p> <p>確認委員のご意見をお願ひします。</p>
意見	<p>7番 古谷委員</p> <p>事由については、記載の通りです。谷本委員と現地へ確認に行きましたが、耕作放棄され、資材置き場になっておりました。</p> <p>11番 谷本委員</p> <p>質問してよろしいでしょうか。20年ほど耕作放棄していれば非農地として証明を発行できるのでしょうか。</p>

	<p>国広局長</p> <p>20年放置し、非農地化しただけではとれません。水路や排水の関係などで、農地として使えず、やむ得ない場合などであれば非農地証明を発行することは考えられます。今回の場合は、資材置き場として転用許可が出ており、その時に地目等の変更ができるので、現状のようになっています。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>このことについて、ご質問ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
審 議	<p>中西会長</p> <p>特にないようですので、議案第1号 非農地証明願いについては、証明書を交付することと決定いたしますが構いませんか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>特にご異議がないようでございますので、議案第1号 非農地証明願いについては、証明書を交付することに決定します。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長</p> <p>【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 番号1から番号5まで議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>竹下次長</p> <p>補足説明になります。番号1および番号2は、譲受人が同じの為、一括で説明します。譲受人は会社役員で、現在は農地を所有しておらず、今回、個人での売買による所有権の移転により、経営を始める方になります。申請地は浦ノ内西分の田及び畑で、2筆、合計3,155㎡になります。申請地は文旦を育てることです。軽トラと草刈り機を保有しております。譲受人の農作業歴はなく、本格的な農業経営は初めてですが、家庭菜園を行っていたとのこと。年間240日程度農作業に従事する予定とのこと。下限面積については、今回の申請地で3,000㎡を超えているので問題ありません。周辺農地の影響につきましては、どちらも文旦を植えて農地として管理することになるので、問題はないと考えております。番号3については、譲受人は農業をされている方で、売買による所有権移転で経営面積を拡大するものになります。経営面積は、17,323㎡で、水</p>

	<p>稲やみょうがを作っており、今回の申請地では、水稻を作付けする予定と伺っております。トラクターと耕うん機を保有しており、農作業歴は17年で、妻と2人で農作業を行っているほか、3名を常時雇っているとのこと。年間300日程度農作業に従事しており、問題はありません。周辺農地への影響についても、周辺と同じように利用することですので、影響はないと考えております。番号4について、譲受人は譲渡人より、今回の申請地を利用権設定で賃借していましたが、11月末に期限が来るため、その前に合意解約を行い、売買で所有権の移転をするものです。農業経営面積は9,219㎡で、申請地ではみょうがを引き続き栽培するそうです。トラクター、耕うん機等を保有しており、農作業歴は30年、年間300日程度農作業に従事しているとのこと。下限面積も問題なく、周辺農地への影響についても、引き続きみょうがを作るとのことですので問題ないと考えています。番号5について、譲受人と譲渡人は同じ経営世帯の親子で、家族間での贈与による所有権の移転のため、経営面積は6,680㎡で増減はありません。トラクターを所有しており、農作業歴は10年、農作業には本人と父親の2人が年間250日従事しています。下限面積も問題なく、申請地も引き続き栽培することなので、問題ないと考えています。以上、番号1から番号5について、農地法第3条第2号の各許可要件について問題になるものはないと考えております。</p>
<p>議 長</p>	<p>中西会長 関係委員の意見ををお願いします。</p>
<p>意 見</p>	<p>8番 山口委員 番号1と番号2についてですが、初めての文旦を作るとのことですが、譲受人の会社の従業員にも実家が文旦を作っている者もおおり、自分も農業委員として指導するので問題ないです。</p> <p>9番 森田委員 番号3については、現地を確認してきましたが、土地は耕作できる状態であり、問題ないです。番号4も確認してきましたが、譲受人が譲渡人の土地を借りてみょうがを作っていましたので、15年の契約が切れて、買う事になったとのことですので、問題はありません。</p> <p>5番 三本委員 番号5も、親子間での贈与ですので問題ないです。</p>
<p>審 議</p>	<p>中西会長 他にご質問やご異議があればお願いいたします。</p>

意見	<p>1番 中村委員</p> <p>先ほど森田委員も説明しましたが、番号3については、譲受人と話をしましたが、土地が荒れているので、購入した後、土を入れ替えて少し土地を嵩上げて、農地として使うとのことです。</p>
審議	<p>中西会長</p> <p>事務局の説明と関係委員の説明から特に問題がないとのことですので、番号1から番号5について許可する事としてご異議ございませんでしょうか。</p>
採決	<p>農業委員（異議なし）多数</p>
議長	<p>中西会長</p> <p>特にご異議ないようですので、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議については、許可することに決定いたします。</p> <p>それでは議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について を議題にします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長</p> <p>【議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>補足説明します。申請地はその他の農地第2種農地となります。転用目的は、自己住宅を建築するもので、申請理由は、現在、市内でアパート住まいをしていますが、子どもの成長とともに家族4人では手狭となった。また、今後起こり得る地震による津波の被害が少ない適地を探していたところ、父が所有する農地を提供してもらえることとなった。他に代替すべき土地はなく、やむを得ないものと認められます。資力及び信用についてです。土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、建築費〇〇円、合計〇〇円を借り入れての建築計画であり、特に問題ないと判断します。申請に係る用途に遅滞なく供する事についての確実性は、工期は、転用許可日から令和4年1月末日までとなっており、確実性には特に問題はないものと判断します。計画面積の妥当性は、建築面積102.27㎡、所要面積288㎡は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、雨水は、自然浸透及び申請地内に設置した各集合桝を経由し、排水管を通して東側市道併設の水路に排水。生活排水は、合併浄化槽で処理した後、排水管を通して同じく東側市道併設の水路に排水。排水における同意、工事、占用については、管理課である市建設課担当者に令和3年6月24日、許可不要との確認済です。また、当水路には水利組合の利用はなく、周辺で農業している方にも影響ないと考えます。</p>

<p>議 長</p>	<p>周辺農地の同意も得ており、問題ないものと判断します。進入路は、申請地東側の市道より既存の床版橋を通り進入となりますが、管理課である市建設課より許可済みであり、また、住宅への進入、排水施設の敷設にあたっては、譲渡人より許可済みです。</p> <p>中西会長</p> <p>この案件は、先月の総会で進入路と一部隣接の土地の非農地証明の関係で説明した件になります。皆さんの方から何かご意見等ありませんか。</p>
<p>審 議</p>	<p>中西会長</p> <p>問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付することとして構いませんか。</p>
<p>採 決</p>	<p>農業委員（異議なし）多数</p>
<p>議 長</p>	<p>中西会長</p> <p>特にご異議ないようなので、それぞれ許可を取っており、周辺農地の同意書もあるという事で特に問題はないと判断し、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議については、農地法第5条3項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。</p> <p>続きまして、議案第4号 須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問）を議題といたします。</p>
<p>議案説明</p>	<p>国広局長</p> <p>【議案第4号 須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問） 議案書をもとに朗読】</p>
<p>補足説明</p>	<p>森本主幹</p> <p>須崎市農林水産課担当の方から説明させていただきます。まず初めに、現地確認に行ってくださいました会長並びに農業委員、推進委員の方ありがとうございました。</p> <p>【議案第4号 須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問）について別冊をもとに朗読】</p> <p>それでは参考資料に則って補足説明をさせていただきます。本来は農業委員及び推進委員全員で現地確認を行うところでしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点により、一部の委員のみでの現地確認になりましたので、参考資料を添付していますので、ご確認をお願いします。</p> <p>【補足説明について参考資料をもとに朗読】</p>

議 長	<p>中西会長</p> <p>何かご意見、ご質問ありませんか。</p>
意 見	<p>1 2 番 谷脇委員</p> <p>番号2について、一覧表では〇〇〇〇-〇〇は3筆とありますが、切図からすると4筆ではないでしょうか。</p> <p>森本主幹</p> <p>現状〇〇〇〇-〇〇というのが、水路や市道を含めて除外申請された土地になっており、それを分筆する計画になっています。ご指摘のあった切図は分筆後の計画図になり、現状はまだ分筆されていない状態になります。</p> <p>1 2 番 谷脇委員</p> <p>市道が通っているという事は、市道として分筆されているべきではないのでしょうか。</p> <p>森本主幹</p> <p>本来であればそうなのですが、分筆できてない場所もあります。申請地は、その内のひとつになります。除外等をしていく中で分筆もして、権利関係もしっかりしていくものです。</p> <p>4 番 鍋島委員</p> <p>マンション建設ですが、パイプラインを使っているとのことですが、それが受益地に当たるかどうかを県に確認しているそうですが、まだ確認はできてないということですか。</p> <p>森本主幹</p> <p>県に確認を行っていますが、特定公共事業を行った土地に関しては8年間除外できない法令になっておりまして、そこに該当するか明確な回答がまだいただけてない状態になっております。</p> <p>国広局長</p> <p>浦ノ内の住宅土地改良施工地域の1種農地という判断ですが、現時点で水利組合や土地改良からの転用に関する承諾と排水の承諾は貰えているのでしょうか。</p> <p>森本主幹</p> <p>現状は隣接農地の承諾のみになっていますので、今後必要という回答いただきましたら、申請者や関連する土地家屋調査士、行政書士に指導していきたいと考えています。</p>

審議	<p>11番 谷本委員 マンションは横の土地に建てるものですよ。</p> <p>森本主幹 そうです。マンションは下分甲〇〇〇〇-〇〇、〇〇〇〇-〇〇に建って、今回の除外を要する農用地である〇〇〇〇-〇〇には、建物は立ちませんが駐車場になる予定です。</p> <p>中西会長 他にございませんか。それでは、整理番号1は問題はなし。整理番号2についてはその他の農地（第2種農地）、整理番号3については第1種農地と考えますが、それぞれ転用理由、面積、内容等が県との協議のうえ、適当と判断されれば問題はなし。整理番号4については特定土地改良事業等の受益地に該当しないのであれば、鉄道の駅から300m以内の第3種農地と判断できますので転用可能と考えますが、受益地と判断されれば特定土地改良事業等、事業完了後8年が経過していない農地となります。また、申請地と一体的に利用予定の転用個所に隣接する農地2筆については、現時点では農振農用地の指定を受けていませんが、申請地と併せて特定土地改良事業等の受益地に該当しないかどうか県と協議のうえ、問題ないと判断されれば問題はなし。以上の条件で変更を承認することとして、意義はありませんでしょうか。</p>
採決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議長	<p>中西会長 それでは、議案第4号須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問）について、整理番号1につきましては承認することに決定し、答申することとします。整理番号2～4については、条件を付して承認することに決定し、答申することとします。 続きまして、議案第5号、農用地利用集積計画について（諮問）の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長 【議案第5号 農用地利用集積計画について（諮問） 議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>森本主幹 【整理番号R3-5から整理番号R3-9について別冊をもとに朗読】  利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。</p>

	<p>整理番号 R3-5 および R3-6 については、借受人の主たる経営作物はレモンで、構成員は1人、うち1人が専従者となっております。</p> <p>整理番号 R3-7 については、借受人の主たる経営作物はみょうがで、構成員は3人、うち3人が専従者となっております。</p> <p>整理番号 R3-8 および R3-9 については、借受人の主たる経営作物はしょうがで、構成員は2人、うち2人が専従者となっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第2号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第2号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第3号の要件は、整理番号 R3-5、R3-6、R3-8、R3-9 は、農地所有適格法人以外の法人のため、第3号イ他の農業者との適切な役割の下に農業経営が認められること、第3号ロ法人の内、1人以上が耕作または養畜の事業に常時従事していることが必要ですが、いずれも登記簿や定款で確認した結果、適合すると考えます。整理番号 R3-7 については、第3号の要件の対象ではありません。第4号の規定で対象農地の所有権等の権利を有する者のすべての同意について、整理番号 R3-5、R3-6、R3-7、R3-8 は所有権以外に規定する権利を有する者がいないため、対象ではありません。整理番号 R3-9 については共有所有の土地であり、所有権を有している者3名、うち2名の同意を得られており、対象農地について1/2を超える共有持ち分を有する者の同意を得られております。以上で、今回の申請5件について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>議長 中西会長 この件について、ご意見ご質問等ありますでしょうか。</p> <p>意見 国広局長 農業委員会として借賃を公表していますが、10a当たりの借賃が7万円、借賃21万円となっており、食い違っていますがどちらが正確でしょうか。</p> <p>森本主幹 10a当たりの借賃が正確なもの聞いていますが、貸す方が端数の面積は省くとおっしゃっていました。</p> <p>国広局長 整理番号 R3-5、R3-6、R3-8、R3-9 すべて、一般の法人で効率利用とい</p>
--	--

	<p>う事ですが、市外で今現在農地を持っていないという事でしょうか。</p> <p>森本主幹 整理番号 R3-5 と R3-6 につきましては、他の自治体で農地を耕作されているようですが、証明等の提出を求めてはおりませんでした。今回は、須崎市での耕作実績は 0 という形で記載させていただいています。</p> <p>12 番 谷脇委員 整理番号 R3-5、R3-6 は農業生産法人以外の法人と言われましたが、本業は何でしょうか。</p> <p>森本主幹 現在、各種法令等が変わりまして、農業生産法人というものがなくなっています。農地所有適格法人以外では解除条件付きになります。整理番号 R3-5 および R3-6 の法人は、自然エネルギー利用や農地利用で耕作したものを販売する等の複合事業を行っており、定款に書いてある事業のひとつになっています。</p> <p>国広局長 適切に耕作しない場合、解除については要件がありませんが問題はないでしょうか。</p> <p>森本主幹 申請を受け取る時点で解除条件付きである事の説明はしてあります。農地所有適格法人以外には別紙同意書を提出していただくようにしています。</p>
審 議	<p>中西会長 他に何かございませんか。なければ承認することに決定しますがよろしいでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>中西会長 ご異議ないようですので、議案第 5 号 農用地利用集積計画について（諮問） を承認することに決定し、答申することとします。 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。</p>
そ の 他	<p>竹下次長 活動記録簿について</p>

閉会宣言	<p>中西会長</p> <p>その他、何かございませんか。</p> <p>ないようでしたら、以上で第6回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後 3時20分</p> <p style="text-align: center;">その真正なることを証して署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">3 番</p> <p style="text-align: center;">4 番</p>
------	--